

第1回袖ヶ浦市農業委員会総会議事録

1 開催月日 平成25年2月21日(金)午後1時30分

2 開催場所 袖ヶ浦市役所旧館3階大会議室

3 定数及び出席委員数 定員27名 現員27名

4 出席委員 27名

1番 山口 忠雄	2番 関 憲夫	3番 高浦 芳一
4番 篠原 覚	5番 柳井 進	6番 渡邊 久芝
7番 渡邊 邦男	8番 積田 雅美	9番 佐久間 政男
10番 多田 總一郎	11番 山下 和彦	12番 宮嶋 十郎
13番 中川 喜一郎	14番 板倉 保	15番 佐久間 正夫
16番 奥野 政義	17番 川島 三夫	18番 川名 康夫
19番 鶴岡 公一	20番 地引 正和	21番 御園 豊
22番 葛田 吉弥	23番 鈴木 弥須雄	24番 渡邊 喜一
25番 長谷川 重義	26番 藤井 幸光	27番 榎本 雅司

5 欠席委員 なし

6 出席事務職員 3名

小藤田事務局長 佐久間主幹 鈴木主査

## 開 会

平成25年2月21日午後2時00分 開会

- 事務局長（小藤田光男君） ただいまより第1回農業委員会総会を開催いたします。  
当選された選挙委員並びに選任委員の皆様には今後3年間よろしくお願い申し上げます。  
本日は改選後初めての総会でございますので、出口市長よりご挨拶をいただきます。  
〔市長挨拶〕

## 仮議長の選出

- 事務局長（小藤田光男君） 日程第1、仮議長の選出を行います。  
第1回袖ヶ浦市農業委員会総会に当たり、会長が決まるまでの間、仮議長により会議を進行させていただきます。袖ヶ浦市農業委員会処務規程第2条第2項、会長を互選する場合において、会長の職務を代理する者がいないときは、年長の委員が臨時に会長の職務を行うとされておりますので、川島三夫委員に仮議長をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。  
〔「異議なし」と言う人あり〕
- 事務局長（小藤田光男君） それでは、川島委員、議長席をお願いいたします。  
〔川島三夫委員議長席に着席〕

- 仮議長（川島三夫君） 皆さんこんにちは。ただいま事務局長のほうから説明がございましたけれども、新会長が選任されますまで暫時議長を務めさせていただきます。どうか各委員の皆さん方にはよろしくご協力のほどをお願いいたします。  
ただいまの出席委員は27名でございます。したがって、過半数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

## 議席の指定

- 仮議長（川島三夫君） 日程第2、議席の指定を行います。  
袖ヶ浦市農業委員会会議規則に指定の方法がございますので、その方法につきまして事務局より説明願います。  
事務局長、小藤田君。
- 事務局長（小藤田光男君） 議席の指定方法につきましては、袖ヶ浦市農業委員会会議規則第5条第1項の規定により、議席は選挙後最初に開かれる総会の際、くじで定めることになっておりますので、くじにより決めさせていただきます。なお、現在着席されております席は、仮議席でございますのでよろしくをお願いいたします。
- 仮議長（川島三夫君） ただいま事務局長より議席の指定方法について説明いたしました。ご了解いただけますか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○仮議長（川島三夫君） それでは、早速くじにより議席番号を決めたいと思いますが、くじを引く順番について、事務局より説明願います。

事務局長、小藤田君。

○事務局長（小藤田光男君） くじを引く順番ですが、慣例により仮議席の順に、まず1期目の委員、次に2期目以降及び選任委員の順でお願いしたいと思います。

現在仮議席前列の16名が1期目ですので、初めにくじを引いていただき、次に後列の方皆様が選任委員を含めて2期目以降となりますので、11名の方が順次引いていただきたいと思います。

○仮議長（川島三夫君） ただいま事務局からくじの順が説明されました。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○仮議長（川島三夫君） 異議ないようですので、それでは初めに前列1期目の委員16名、次に後列の委員11名の方にくじを引いていただきます。事務局が仮議席の順にくじを持って回りますので、引いていただきます。

事務局、お願いします。

〔くじ引き〕

○仮議長（川島三夫君） それでは、くじ引きが終了いたしましたので、議席番号と氏名を事務局長より朗読いたします。

事務局長、小藤田君。

○事務局長（小藤田光男君） ただいまくじ引きをしていただいたところなのですが、事務局のほう、私も含めて不手際がございまして、まず1期目の方に16番までの番号を割り振るのが従来のやり方でございます。それ以後、17番以降が2期目以降の方の番号になります。今これ、全員の方に27本の部分でやっていただきました。ですので、引いていただいた若番の順にまず16人、1期の方の16番までを決めて、その後、2期目以降の方についてはやはり若番から17番というふうに割り振りたいと思いますが、議長のほうにお諮りします。

○仮議長（川島三夫君） 今事務局長のほうから説明がございましたけれども、事務局長の発言に賛成していただけますか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○仮議長（川島三夫君） 異議なしとのことですので、それではそのようにお願いします。

○事務局長（小藤田光男君） 申しわけございませんでした。

ちょっとお時間をいただいて、番号を取りかえるということなのですが、番号をちょっと確認させていただきます。ちょっとお時間いただきたいと思います。

○仮議長（川島三夫君） それでは、議席番号と氏名を事務局長より朗読いたします。

事務局長、小藤田君。

○事務局長（小藤田光男君） それでは、議席番号と指名を順次朗読いたします。

1番、山口忠雄委員、2番、関憲夫委員、3番、高浦芳一委員、4番、篠原覚委員、5番、柳井進委員、6番、渡邊久芝委員、7番、渡邊邦男委員、8番、積田雅美委員、9番、読み上げると同姓同名になってしまうので、高谷の佐久間政男委員、10番、多田總一郎委員、11番、山下和彦委員、12番、宮嶋十郎委員、13番、中川喜一郎委員、14番、板倉保委員、15番、飯富の佐久間正夫委員、16番、奥野政義委員、17番、川島三夫委員、18番、川名康夫委員、19番、鶴岡公一委員、20番、地引正和委員、21番、御園豊委員、22番、葛田吉弥委員、23番、鈴木弥須雄委員、24番、渡邊喜一委員、25番、長谷川重義委員、26番、藤井幸光委員、27番、榎本雅司委員。

以上でございます。

○仮議長（川島三夫君） 議席番号につきましては、ただいま事務局長の朗読のとおり決定いたしました。

なお、任期中は議席の変更はないことを申し添えさせていただきます。

議席が決まりましたので、机の番号を確認して席の移動をお願いいたします。

暫時休憩といたします。

〔議席の移動〕

休 憩

○仮議長（川島三夫君） 休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。

議事録署名委員の指名

○仮議長（川島三夫君） 次に、日程第3、議事録署名委員の指名でございますが、私のほうから指名をしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○仮議長（川島三夫君） それでは、議事録署名委員に1番、山口忠雄委員、2番、関憲夫委員を指名いたします。

会長の互選について

○仮議長（川島三夫君） 日程第4、会長の互選についてを議題といたします。

事務局より提案理由並びに互選の方法について説明を求めます。

事務局長、小藤田君。

○事務局長（小藤田光男君） 会長の互選についての提案理由並びに互選方法についてご説明いたします。

平成25年2月16日付をもって農業委員の任期満了によりまして新しい委員が選挙及び選任の方法で決まりましたので、農業委員会等に関する法律第5条第1項の規定により、会長を互選するもので

あります。互選の方法につきましては、農業委員会等に関する法律第5条第2項で、会長は委員が互選した者をもって充てると明記されております。なお、互選とは、相互に選挙することであり、投票によって行うものが原則とされております。ただし、地方自治法にて指名推選の方法によることも差し支えないとされておりますが、この場合、指名推選によることに異議がないこと、そして指名推選を用いる場合は、被指名人をもって当選人と定めるべきかどうかを会議に諮り、全員の同意があった者をもって当選人とすることとなっております。

互選方法につきましてよろしくご審議のほどお願いいたします。

○仮議長(川島三夫君) ただいま事務局長より会長の互選についての提案理由及び互選の方法について説明がありました。

これより会長の互選方法についてお諮りいたします。会長の互選は、選挙による投票の方法と指名推選による方法がございますが、いかがでしょうか。

長谷川委員。

○25番(長谷川重義君) 25番、長谷川でございます。

私たち農業委員は農地の保全や農業者の地位向上に寄与するという目的のために農地法などに基づいて権利の点検だとか、あるいは転用などについて審議していくわけですけれども、そういう中で会長というのは私たち27名を代表する存在でもあり、また市議会の本会議にも出席するというような立場にもなります。そういう中で、どうしても27名全員の協力がなく、あるいは連携がないとなかなかスムーズに会議が運ばないということもございます。そういう点を含めまして、私は推薦という方法であることがいいのではないかというふうに考えます。

以上です。

○仮議長(川島三夫君) 指名推選の長谷川委員のご発言でございますが、ほかにございませんか。

はい。

○26番(藤井幸光君) 袖ヶ浦市の農業委員会法の第13条に定義してございますとおり複数の候補者がいた場合は投票の選挙によるものとするという定義がございますので、その方法でお願いします。

○仮議長(川島三夫君) ただいまの藤井委員の発言は選挙による投票ということでしょうか。

○26番(藤井幸光君) そうです。

○仮議長(川島三夫君) わかりました。

ただいま26番、藤井委員より選挙による投票発言がありましたので、投票で行うことといたします。

なお、1位票同数の方が複数の場合はくじにより決定をいたします。

ただいまの出席委員は27名でございます。

次に、立会人を指名いたします。

1番、山口忠雄委員、2番、関憲夫委員を指名いたします。

それでは、投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。投票は単記無記名でお願いいたします。

事務局、投票用紙を配付してください。

藤井委員。

○26番（藤井幸光君） 投票用紙を配付して即投票でしょうか。例えば立候補者が何名かいた場合、いろいろな思いがあると思うのです。それはやりませんか。

〔「立候補はないです」と言う人あり〕

○事務局長（小藤田光男君） 全員が候補の対象者となります。立候補についてはございません。

○仮議長（川島三夫君） 板倉委員。

○14番（板倉 保君） ただいまの議長さんからの計らい、2つのいずれかをという選択で委員に投げかけられました結果、1人の長谷川委員からは推薦をと、1人の藤井委員からは選挙をとというご意見が、2つの意見が出ているのですが、選挙というふうに決定することでよろしいのでしょうか。

○仮議長（川島三夫君） 原則が選挙による投票ですので、投票に決定をいたします。

○14番（板倉 保君） わかりました。

○仮議長（川島三夫君） 事務局、投票用紙を配付してください。

〔投票用紙の配付〕

○仮議長（川島三夫君） 出席委員の訂正をいたします。

先ほど渡邊喜一委員が退席いたしましたので、26名でございます。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○仮議長（川島三夫君） 配付漏れはないものと認めます。

投票箱の点検を行います。

〔投票箱点検〕

○仮議長（川島三夫君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を開始いたします。書き終わりましたら事務局長から議席番号と氏名を読み上げますので、順次投票をお願いいたします。

〔投票〕

○仮議長（川島三夫君） 投票漏れはございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○仮議長（川島三夫君） 投票漏れはないものと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

1番、山口忠雄委員、2番、関憲夫委員、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

○仮議長（川島三夫君） それでは、開票の結果を報告します。

投票総数	26票
有効投票	26票
無効投票	ゼロ票
有効投票のうち	
中川喜一郎君	16票
御園 豊君	5票
鈴木弥須雄君	4票
渡邊 喜一君	1票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は7票です。

したがって、中川喜一郎君が袖ヶ浦市農業委員会会長に選任をされました。

#### 会長就任挨拶

○仮議長（川島三夫君） それでは、新会長に就任の挨拶をお願いいたします。

新会長、中川さん、挨拶お願いいたします。

○会長（中川喜一郎君） 代宿出身の中川でございます。ただいま選挙が実施されまして、おかげさまで多数の票をいただきました。私としては非常に重い職ではございますが、皆様のご協力を得てしっかりと務めてまいりたいと思います。どうぞよろしくをお願いいたします。（拍手）

○仮議長（川島三夫君） 以上で私の仮議長としての職務は終了いたしました。ご協力をいただきましてありがとうございました。

それでは、議長の席を新会長と交代させていただきます。よろしく申し上げます。

〔仮議長、議長と交代〕

#### 職務代理者の互選について

○議長（中川喜一郎君） 先ほどご挨拶いたしました、これからまた皆さん方の絶大なるご協力を得まして、円滑に議案を進めてまいりたいと思います。どうかよろしくをお願いいたします。

先ほど研修会等でいろいろご説明をいただきましたけれども、農業委員会は既に法律に基づいて農地の保全や農業者の地位向上に寄与する目的で市町村にいただいた行政委員会でございます。そして、私、会長になりましたが、皆様、27名の農業委員がともに同じ目標に向かってともに助け合いながら農業委員会としての目的を達成できるよう尽力することであると考えております。先輩方、2期、3期、4期やってこられた方にも絶大なるご協力を得まして、よろしくをお願いいたします。私自身新任の農業委員であります。不安な面も多々ございますが、勉強しながら懸命に務めさせていただきます

ので、皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

先ほど仮議長さんに担当していただきました川島さん、本当に大役ありがとうございました。ご苦労さまでした。今後ともよろしくお願いいたします。

それでは、日程を進行させていただきます。

次に、日程5、会長職務代理者の互選について議題といたします。

事務局、お願いします。

○事務局長（小藤田光男君） 会長職務代理者の互選についての提案理由をご説明いたします。

平成25年2月16日をもって農業委員任期満了となりましたので、会長職務代理者を互選するものです。これは農業委員会等に関する法律第5条第5項の規定により、会長が欠けたとき、または事故があるときは、委員の互選した者がその職務を代理するとなっております。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（中川喜一郎君） ただいま事務局長より提案理由の説明をいたしました。互選の方法についていかにしたらよろしいかお諮りいたします。

発言を求めます。

はい、どうぞ。

○25番（長谷川重義君） 25番、長谷川です。

先ほど会長のときに申し上げましたが、皆様方の協力がなくなかなか務まらないということもございまして、会長職務代理者も推薦がいいのではないかと考えていまして、この職務代理につきましても推薦ということで皆さん方のご賛同をいただくのが一番いいのではないかと考えます。

以上です。

○議長（中川喜一郎君） 今長谷川さんが言われましたけれども、ほかにございせんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） ただいま指名推選でという発言がございましたので、お諮りいたします。

会長職務代理者の互選は指名推選による方法で行うことにご異議ございせんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 異議なし、多数により決定いたしたいと思います。

次に、地方自治法第118条第3項、指名推選の方法を用いる場合においては、被指名人をもって当選人と定めるべきかどうかを会議に諮り、全員の同意があった者をもって当選人とするとされております。

お諮りいたします。当選人は被指名人を当選人とすることによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） ご異議ないようですので、それでは会長職務代理者のご指名をお願いいたします。



○8番(積田雅美君) 地引さんをお願いします。

○議長(中川喜一郎君) 今積田さんより職務代理者を地引さんにとお話ありましたが、いかがでしょうか。

○22番(葛田吉弥君) 22番、葛田ですけれども、ちょっとお聞きします。

職務代理者というのは農業やっていない人でもいいのですか。農業委員会なら本来であれば農業をやっている人が農業委員で出てきていると思うのですけれども、農業をやっていない人が職務代理では、そういうふうなのではちょっと俺おかしいと思うのですけれども。

○議長(中川喜一郎君) どうぞ。

○事務局(佐久間 章君) 経営面積まで確認してございませんけれども、農業経営者としての農家台帳の登録がございます。

○議長(中川喜一郎君) はい、どうぞ。

○22番(葛田吉弥君) それは自主申告ではないですか。

それともう一点、旧袖で1人会長が決まれば、職務代理というのは平川地区に送るべきではないですか。自主申告で10アール、60日で確実にやっているものであれば、構わないです。やっていない人が何でこういう席上に出てくるのか、私は理解できません。

以上です。

○議長(中川喜一郎君) 長谷川委員、どうぞ。

○25番(長谷川重義君) 25番、長谷川です。

今の葛田委員の話ですけれども、農業委員として当選枠の中で出られたということは、それなりの形で出ているのだと我々も思っているのですけれども、だからその辺はおかしいとかということは、そのほうがおかしいのではないかと。そうでなければ農業委員としていられないのではないかと思います。

もう一つは、先ほど言ったように推薦でいきましょうということになったわけですから、それについて改めて問うというのはちょっと問題なのではないかなと思いますけれども。私はそういう考えます。

○議長(中川喜一郎君) 今複数の方からいろいろお話がありましたが……

はい、どうぞ。

○26番(藤井幸光君) 座わったままで失礼しますが、バランスの問題はどうですか。

○議長(中川喜一郎君) はい、どうぞ。

○事務局長(小藤田光男君) ただいま指名推薦という方法で賛同をいただいたところですが、この指名推薦につきましては、1名の方の指名で終わりというわけではございません。指名推薦、要するに今1名の方が上がっております。そのほかに指名する推薦があれば、当然発言していただきたいと思っております。

以上です。

○議長（中川喜一郎君） はい、どうぞ。

○12番（宮嶋十郎君） 今まで出ていますけれども、指名にしる何にしる会長が旧の袖ヶ浦地区から選出しているのだから、さっきも言われたように副であるべき代理者は平川のほうから出したほうが、この先いろいろと会議やっていく上で偏らなくていいのではないかと思うのですけれども。名前はわからないのですけれども、大まかな、大きな流れの全体を見たときに、さっき葛田さんが言うようにこのほうが正しいかと思うのですけれども。

○議長（中川喜一郎君） ただいままでは推薦された方は地引さんだけです。その異議で今諮っているわけですが、ほかにこの人という方はおられるわけですか。

はい、どうぞ。

○25番（長谷川重義君） 地引さんで異議なしですけれども、推薦でどうですかというふうに諮って、推薦でいきましょうということは、推薦をする人が1名ではなく複数いれば、推薦ではなくて選挙になるわけです。それを皆さんの同意で推薦でいきましょうということになりましたので、これは推薦だと。だから1名以上出ないわけなのです。事務局、その辺の見解はどうですか。

○事務局長（小藤田光男君） 指名推選につきましては、単独指名ではございません。あくまでも最終的には全員の同意があった者でございますので、指名推選でただいま名前を上げていただいた方が1名おるのですが、2人目の名前が上がれば、全員の同意がないということになりますので、選挙という形で。ただいま1名上がっていますが、この1名の方しか名前が出ないとすれば、この方の同意を求めます。同意につきましては、全員の同意がない場合には決定できません。

以上です。

○議長（中川喜一郎君） 1名の推薦者、ほかは出ていませんが、ほかからのご意見がありますので、ここでお諮りいたします。

今現在1名のご指名なのですが、ほかにこの方という方がおられますか。

どうぞ。

○22番（葛田吉弥君） 鈴木さんがいいと思いますけれども。

○議長（中川喜一郎君） 鈴木さんが今2人目の推薦人に当たりますが、ただいままでに2名推薦が出ましたが、ほかにどうですか。

ただいまいろいろ出ましたが、ここで暫時休憩させていただきたいと思います。

休 憩

○議長（中川喜一郎君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま8番の積田雅美委員より会長職務代理者に20番、地引正和委員のご指名、また22番、葛田吉弥委員より会長職務代理者に23番、鈴木弥須雄委員のご指名がございました。

会長職務代理者に2名の方が指名されました。したがって、地方自治法における指名推選にお

ける全員合意となりませんので、投票によることといたします。

なお、1位票同数の方が複数の場合は、くじにより決定いたします。

ただいまの出席委員は26名でございます。

次に、立会人を指名いたします。

先ほどに続きまして、1番、山口忠雄委員、2番、関憲夫委員を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げますが、投票は単記無記名でお願いいたします。

事務局、投票用紙を配付お願いいたします。

〔投票用紙の配付〕

○議長（中川喜一郎君） 投票用紙の配付漏れございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 配付漏れはないものと認めます。

次に、投票箱の点検を行います。

〔投票箱点検〕

○議長（中川喜一郎君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を開始いたします。書き終わりましたら事務局長から議席番号と名前を読み上げますので、順次投票をお願いします。

〔投票〕

○議長（中川喜一郎君） 投票漏れはございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 投票漏れのないことを認めます。

投票をただいまで終了いたします。

開票を行います。

1番、山口忠雄委員、2番、関憲夫委員、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（中川喜一郎君） 開票の結果を報告いたします。

投票総数 26票

有効投票 26票

無効投票 ゼロ

有効投票のうち

鈴木弥須雄君 15票

地引 正和君 11票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は7票です。

したがって、鈴木弥須雄君が袖ヶ浦市農業委員会職務代理者に選任をされました。

#### 職務代理者就任挨拶

○議長（中川喜一郎君） それでは、ただいま選任されました会長職務代理者に就任のご挨拶をお願いします。

○23番（鈴木弥須雄君） 選挙によりまして職務代理者に就任いたしました鈴木でございます。

普通は今後数年間職務代理者として職務を執行いたしてまいりますので、今後ともよろしくお願いいたします。ありがとうございました。（拍手）

#### 運営委員会委員の選任について

○議長（中川喜一郎君） 次に移ります。運営委員会委員の選任について。次に、日程第6、運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

事務局長、小藤田さん、お願いします。

○事務局長（小藤田光男君） それでは、運営委員会委員の選任についての説明をいたします。

農業委員会運営委員につきましては、袖ヶ浦市農業委員会運営委員会設置要綱第3条の組織の中において委員は7名となっております。このたび2月16日をもつての農業委員任期満了によりまして、新たに7名の委員を選任しようとするものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（中川喜一郎君） ただいま事務局長から説明がありましたが、選任の方法についていかにしたらよいかお諮りいたします。

はい、どうぞ。

○17番（川島三夫君） 17番の川島です。

事務局に一任したいと思います。

○議長（中川喜一郎君） ただいま17番の川島委員さんより選任方法は、議長、事務局一任という発言がありました。いかがいたしましょうか、お諮りいたします。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 異議なし多数により、事務局長、説明願います。

○事務局長（小藤田光男君） それでは、委員の選任につきまして説明いたします。

慣例によりまして、昭和地区、長浦地区、根形地区から各1名、平岡、中富地区、各2名の7人で構成されております。

なお、どこの地区に入るかという言い方をさせていただきますと、現在の委員さんの住所地が該当する地区という形でお集まりいただきたいと思います。

各地区の委員さんは、当会議室、または別室の中会議室についてそれぞれ運営委員の選出をお願いいたします。

○議長（中川喜一郎君） 選出について、暫時休憩をさせていただきます。

休 憩

○議長（中川喜一郎君） 休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。

各地区の委員の氏名を事務局長より発表いたします。

○事務局長（小藤田光男君） 運営委員会委員の氏名を申し上げます。

昭和地区、20番、地引正和委員、長浦地区、12番、宮嶋十郎委員、根形地区、15番、佐久間正夫委員、平岡地区、6番、渡邊久芝委員、9番、佐久間政男委員、中富地区、3番、高浦芳一委員、5番、柳井進委員。

以上です。

○議長（中川喜一郎君） ただいま事務局長より発表のとおり決定したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） ご異議ないものと認め、決定いたします。

それでは、運営委員によります委員長及び副委員長、各1名を別室の会議室にて互選をお願いいたします。

ここで暫時休憩をいたします。

休 憩

○議長（中川喜一郎君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

委員長及び副委員長の氏名を事務局長より発表いたします。

○事務局長（小藤田光男君） 委員長及び副委員長の氏名を申し上げます。

委員長、20番、地引正和委員、副委員長、3番、高浦芳一委員。

以上です。

○議長（中川喜一郎君） ただいま事務局長の報告のとおり運営委員長に20番、地引正和委員、副委員長に3番、高浦芳一委員が選出されました。これに賛成の方は拍手をもってご賛同いただきたいと思います。

〔賛成者拍手〕

○議長（中川喜一郎君） 満場一致の拍手でございますので、決定をさせていただきます。

それでは、ここで新委員長より就任の挨拶をお願いいたします。

○20番（地引正和君） 先ほどなぜか外れましたので、運営委員という立場の中で一生懸命やらせていただきます。よろしくどうぞお願いいたします。（拍手）

研修会委員の選任について

○議長（中川喜一郎君） 日程第7、研修委員の選任について議題といたします。

事務局長、小藤田さん、説明をお願いします。

○事務局長（小藤田光男君） 研修委員につきましては、委員の視察研修内容あるいは親睦行事等を検討、計画していただく委員会でございます。農業委員総数27名おりますので、毎年9名ずつ1年交代で協力をお願いしております。今期もそのようことをお願いしようとするものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（中川喜一郎君） ただいま事務局長から説明をいただきましたが、選任の方法についていかがうにしたらよいかお諮りいたします。

はい、どうぞ。

○19番（鶴岡公一君） 19番、鶴岡です。

その前の運営委員会と同様に事務局一任ということをお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（中川喜一郎君） ただいま19番、鶴岡委員より事務局一任との発言がありましたが、いかがでしょうか、お諮りいたします。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 異議がないとのことですので、事務局長より発表をお願いします。

○事務局長（小藤田光男君） 研修委員の氏名を読み上げます。

今期、この2月から来年の1月までという形の1年ではありますが、1番、山口忠雄委員、4番、篠原覚委員、7番、渡邊邦男委員、10番、多田總一郎委員、13番、中川喜一郎委員、16番、奥野政義委員、19番、鶴岡公一委員、22番、葛田吉弥委員、25番、長谷川重義委員。

以上、9名が今期の研修委員としていただきます。

その次の2期目、2年目でございますが、2番、関憲夫委員、5番、柳井進委員、8番、積田雅美委員、11番、山下和彦委員、14番、板倉保委員、17番、川島三夫委員、20番、地引正和委員、23番、鈴木弥須雄委員、26番、藤井幸光委員。

大変申しわけございませんが、3年目の3期の方につきましては、読み上げたいところでございますが、お許しをいただきまして申しわけないのですが、残りの方9名でよろしくお願ひしたいと思います。

以上、3年間、1年交代でお願いしたいと思います。以上です。

○議長（中川喜一郎君） ただいま事務局長よりの発表のとおり決定したいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） ご異議ないものと認め、決定いたします。

それでは次に、研修委員により委員長及び副委員長各1名を別室の中、会議室にて互選をお願いい

たします。

これについても暫時休憩をいたします。

休 憩

○議長（中川喜一郎君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

委員長及び副委員長の発表をお願いいたします。

委員長及び副委員長の氏名、局長をお願いいたします。

○事務局長（小藤田光男君） 研修委員長及び副委員長の氏名を申し上げます。

研修委員長に16番、奥野政義委員、副委員長に22番、葛田吉弥委員。

以上です。

○議長（中川喜一郎君） これに賛成の方は拍手をもってご賛同をいただきたいと思います。

〔賛成者拍手〕

○議長（中川喜一郎君） 満場一致の拍手でございますので、決定させていただきます。

早速ですが、新委員長より就任のご挨拶をお願いいたします。

○16番（奥野政義君） ばたばたとわけのわからないうちに委員長ということになりました。皆さん方のご協力をいただきまして一生懸命やりたいと思います。よろしくお願いします。（拍手）

#### 袖ヶ浦市農林業振興審議会委員の選任について

○議長（中川喜一郎君） 次に、日程第8、袖ヶ浦市農林業振興審議会委員の選任について議題といたします。

事務局長、小藤田さん、説明をお願いします。

○事務局長（小藤田光男君） 袖ヶ浦市農林業振興審議会委員の選任についての説明をいたします。

農林業振興審議会委員につきましては、袖ヶ浦市農林業振興審議会設置条例第4条の組織の中にあって、市農業委員会委員3名となっております。このたびの任期満了によりまして新たに3名の委員を選任しようとするものであります。

なお、農林業振興審議会委員の任期は平成25年3月31日までとなっておりますが、今回の農業委員の任期は平成28年2月16日までですので、この任期満了まで継続して農林業振興審議会委員を務めていただきたいと思いますと考えております。

よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（中川喜一郎君） ただいま事務局長から説明いただきましたが、選任の方法についていかによろしいかお諮りいたします。

はい、どうぞ。

○19番（鶴岡公一君） 19番、鶴岡です。

これも引き続きましては事務局一任ということではいかがでしょうか。

○議長(中川喜一郎君) ただいま19番の鶴岡委員より事務局一任の発言がありました。いかがでしょうか、お諮りいたします。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(中川喜一郎君) 異議がないとのことですので、事務局長に発表させていただきます。

○事務局長(小藤田光男君) 袖ヶ浦市農林業振興審議会委員につきましては、過去の経緯から会長のほか2名ということで、この2名につきましては認定農業者から選出しておりますので、今回もそのようなことで選出したいと思います。

したがいまして、13番、中川喜一郎委員、1番、山口忠雄委員、16番、奥野政義委員の3名の委員にお願いしたいと思います。

○議長(中川喜一郎君) ただいま事務局長の発表のとおり13番、私、中川、1番の山口忠雄委員、16番の奥野政義委員の3名の方に決定したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(中川喜一郎君) 異議ないものと認め、決定いたします。

#### 袖ヶ浦市総合開発審議会委員の選任について

○議長(中川喜一郎君) 次に、総合開発審議会委員の選任について。日程第9、袖ヶ浦市総合開発審議会委員の選任についてを議題といたします。

事務局長、小藤田さん、お願いします。

○事務局長(小藤田光男君) 袖ヶ浦市総合開発審議会委員の選任について説明いたします。

総合開発審議会の委員につきましては、袖ヶ浦市総合開発審議会設置条例第3条の組織の中において、知識を有する者として市農業委員会の委員1名となっております。

このたび任期満了によりまして新たに1名の委員を選任しようとするものであります。

なお、総合開発審議会委員の任期は平成26年3月31日までとなっておりますが、今回の農業委員の任期は平成28年2月16日までですので、この任期満了までは継続して総合開発審議会委員を務めていただきたいと思いますと考えております。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長(中川喜一郎君) ただいま事務局長から説明をいたしましたが、選任の方法についていかようにしたらよろしいか、お諮りいたします。

はい、どうぞ。

○17番(川島三夫君) 17番の川島です。

これも同じく事務局に一任したいと思います。

○議長(中川喜一郎君) ただいま17番、川島委員より事務局一任の発言がありました。いかがでしょうか、お諮りいたします。



〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 異議もないことですので、事務局長が発表いたします。

○事務局長（小藤田光男君） 袖ヶ浦市総合開発審議会委員につきましては、過去の経緯から会長が委員になっておりましたので、今回もそのようなことで13番、中川喜一郎委員にお願いしたいと思いをします。

○議長（中川喜一郎君） ただいま事務局長の発表のとおり13番、私、中川委員に決定したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） ご異議ないものと認め、決定したいと思いをします。

#### 袖ヶ浦市都市計画審議会委員の選任について

○議長（中川喜一郎君） 次に、都市計画審議会委員の選任について。日程第10、袖ヶ浦市都市計画審議会委員の選任についてを議題といたします。

事務局長、小藤田さん、お願いします。

○事務局長（小藤田光男君） 袖ヶ浦市都市計画審議会委員の選任について説明いたします。

都市計画審議会の委員につきましては、袖ヶ浦市都市計画審議会設置条例第3条の組織の中において、学識経験者として市農業委員会の委員1名となっております。

このたび任期満了によりまして新たに1名の委員を選任しようとするものであります。

なお、都市計画審議会委員の任期は平成26年3月31日までとなっておりますが、今回の農業委員の任期は平成28年2月16日までですので、この任期満了までは継続して都市計画審議会委員を務めていただきたいと考えております。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（中川喜一郎君） ただいま事務局長から説明をいたしました。選任の方法についていかにしようにしたらよろしいか、お諮りいたします。

はい、どうぞ。

○17番（川島三夫君） 17番の川島です。

これも事務局に一任したいと思います。

○議長（中川喜一郎君） 17番、川島委員さんより事務局一任の発言がありましたが、いかがいたしましようか、お諮りいたします。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） ご異議がないとのことですので、事務局長に発表させます。

局長、お願いします。

○事務局長（小藤田光男君） 袖ヶ浦市都市計画審議会委員につきましては、過去の経緯から会長が委

員になっておりましたので、今回もそのようなことで13番、中川喜一郎委員にお願いしたいと思えます。

○議長（中川喜一郎君） ただいま局長の発表のとおり13番、中川委員に決定したいと思えますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） ご異議ないものと認め、決定いたします。

それでは、約15分くらい、4時10分まで休憩したいと思います。よろしくお願ひいたします。

休 憩

○議長（中川喜一郎君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

#### 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

○議長（中川喜一郎君） 日程第11、議案審査に入ります。

農地法第3条、許可申請。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請を議題といたします。議案第1号の1について事務局の説明を求めます。

鈴木主査、よろしくお願ひします。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局、鈴木です。それでは、議案第1号についてご説明申し上げます。

議案第1号の1、本件申請につきましては、申請理由は、自作地に隣接し、耕作に便利であることから、当該土地を取得したいとのことです。場所は、大曾根字山谷です。現地を確認いたしましたところ、耕作されておりました。

会議資料1ページをごらんください。所有農地及び小作地に関する申告書です。総会の資料と書かれた別冊です。そちらの1ページです。農地法第3条の許可基準につきましては、全部効率利用要件につきましては、遊休農地はありません。農機具等については問題ありません。農作業常時従事日数につきましては、世帯で600日です。下限耕作面積要件につきましては、営農面積は50アール要件を満たしております。地域との調和要件につきましては、地域の農地の利用調整に協力するとのことです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（中川喜一郎君） ご苦労さまでした。事務局の説明が終わりましたので、次に地元の委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

17番、川島委員、よろしくお願ひします。

○17番（川島三夫君） 17番の川島です。議案第1号の1について補足説明をさせていただきます。

申請地につきましては、2ページをごらんをいただきたいと思えますけれども、東関道が通っておりますが、その南側に補足道路が見えますが、これが通称鎌倉街道と言っているところなのですが、この一番右側がのぞみ野のメイン通りでございます。これを交差したところから三、四百メートル西

の方に進んだ南側が申請地でございます。16日の日に現地確認をいたしましたところ、トンネル大根が作付されておりました。〇〇〇〇さんはもともと譲り渡し人の〇〇さんから、ずっと以前からの畑を借りて耕作をしていたそうでございまして、〇〇さんの高齢のために譲渡するということがまとまったそうでございます。譲り受け人の〇〇〇〇さんにつきましては、畑作の専業農家でございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（中川喜一郎君） ただいま説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けします。

はい、どうぞ。

○27番（榎本雅司君） 27番、榎本です。

この申請地は道路に接道していませんが、この周りは、公衆用地ですか。

○議長（中川喜一郎君） どうぞ。

○17番（川島三夫君） 〇〇〇〇さんは、この図面ですとこの申請地から離れているのですけれども、現在母屋をほかのところに移しまして、この申請地のすぐ西側に母屋がございまして。この西側に道路があると思うのですが、ここからも入れますし、周りが全て〇〇〇〇さんが耕作をしております。そのようなことで耕作上は問題ないと思います。

○議長（中川喜一郎君） よろしいですか。

ほかにどなたかいらっしゃいますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決をいたします。

議案第1号の1について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の1については許可と決定いたします。

次に、議案第1号の2について事務局の説明を求めます。

鈴木さん、お願いします。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局、鈴木です。それでは、議案第1号の2についてご説明申し上げます。

本件申請内容につきましては、申請理由は、自作地に隣接し、耕作に便利であるとのことから、当該土地を取得したいとのこと。場所は下泉字上ノ台です。現地を確認いたしましたところ、耕作されておりました。

会議資料3ページをごらんください。所有農地及び耕作地に関する申告書です。農地法第3条の許可基準につきましては、全部効率利用要件につきましては、遊休農地はありません。農機具等についても問題ありません。農作業常時従事日数につきましては、世帯で290日です。下限耕作面積要件につきましては、営農面積は50アール要件を満たしております。地域との調和要件につきましては、地

域の農地の利用調整に協力し、農薬の使用方法等は地域の防除基準に従うとのことです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましたので、次に地元委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

4番、篠原覚委員、お願いします。

○4番（篠原 覚君） 4番の篠原です。第1号議案の2に関してですが、2月20日の1時に代理人の〇〇さんと立ち会いのもと現場確認をいたしました。現場は、資料4ページの地図にもあるとおり千葉鴨川線のゴルフ練習場のあたりから下泉の方面に山を上がって入った開墾地の中にありまして、所在地を今事務局のほうから申しましたとおり上ノ台と申します。上の台地にあります。現地は茶畑として整備されておりまして、付近の茶畑には権利者の茶畑もあって、申請事由にある耕作上便利なためという言い分は十分納得できるものと思われまます。耕作面積あるいは農機具等については、先ほど事務局が言われたとおりです。

以上で説明を終わりますけれども、私の見る限り特に問題はないと思いますので、皆さんのご審議をお願いしたいと思います。

○議長（中川喜一郎君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

はい、どうぞ。

○3番（高浦芳一君） 事務局の確認の上で教えていただきたいと思ひます。

農地法第3条の許可基準についてなのですが、全部効率利用要件につきましてはというような表現、それと従事日数につきましてはということ、それから営農面積は50アール要件を満たしているといういろいろな要件、基準の説明の中で、基準がはっきりして見えているのが営農面積だけと私認識いたしました。1号の1にも該当するのですけれども、今後の審議の関係で、この基準のラインというのでしょうか、それを、こういうことなので満たしていますというようなご説明をいただければより理解ができるものと思ひます。事務局さん、お願いいたします。

○議長（中川喜一郎君） 高浦委員に対してお願いします。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局、鈴木です。

農地法の3条につきましては、許可の要件が、許可の基準という形ですけれどもございまして、その許可基準につきましては、一応全て効率的に利用しない場合、農地を新たに取得することは禁止、あとは常時従事しない場合の権利所持の禁止、下限面積制限、もう一つが周辺の農地における農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがある場合の権利取得というところがございまして。こういった項目に該当しない場合については、申請上許可相当の案件であるということで私も申請のほうを受けて、今回の農業委員会の総会に、基準についての案件について、申請者の方がこういった禁止事項に該当はしていないということを確認いたしましてご報告申し上げていると、こ

のようになります。

全て効率的ということは、遊休農地ですとか、あと耕作していない土地がないというのが一応基本的な考えです。

以上です。

○議長（中川喜一郎君） 今の答えでよろしいでしょうか。

○3番（高浦芳一君） はい、ありがとうございました。

○議長（中川喜一郎君） ほかにどなたかいらっしゃいますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） ないようですので、質疑は打ち切りをさせていただきます。

採決をしたいと思います。

議案第1号の2について賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の2については許可と決定いたします。

次に、議案第1号の3について事務局の説明を求めます。

鈴木さん、お願いします。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局、鈴木です。それでは、議案第1号の3についてご説明申し上げます。

本件申請内容につきましては、申請理由は、自宅から近く、耕作に便利であることから、当該土地を取得したいとのことです。場所は野里字東中溝です。現地を確認いたしましたところ、耕作されておりまして、

会議資料5ページをごらんください。所有農地及び耕作地に関する申告書です。農地法第3条の許可基準につきましては、全部効率利用要件につきましては、遊休農地はありますが、水利が悪く耕作できないため、草刈り等管理しているとのことです。農機具等については、田植機、トラクター、耕運機、農業用車を所有しており、刈り取り、乾燥、もみすりは委託しているとのことです。農作業常時従事日数につきましては、世帯で190日です。下限耕作面積要件につきましては、営農面積は50アール要件を満たしております。地域との調和要件につきましては、地域の農地の利用調整に協力し、農薬の使用方法等は地域の防除基準に従うとのことです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（中川喜一郎君） ご苦労さまでした。事務局の説明が終わりましたので、次に地元委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

渡邊久芝委員、お願いいたします。

○6番（渡邊久芝君） 6番の渡邊と申します。2月15日9時半に代理人の〇〇〇事務所の〇〇さんと現地を確認いたしました。現地は耕作されており、平易な状態で特に問題はありませんでした。農

機具とか耕作面積とか、その辺は今事務局が言われたとおりでございます。場所は、議案資料のとおり〇〇〇鍼灸院から北東、道は3.20メートルぐらい行ったところの田んぼでございます。特に問題はないと思いますので、皆さん方のご審議のほどよろしくお願いします。

○議長（中川喜一郎君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けします。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、質疑を打ち切りさせていただきます。

直ちに採決いたします。

議案第1号の3について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の3については許可と決定いたします。

#### 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

○議長（中川喜一郎君） 次に、農地法第4条許可申請。議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請を議題とします。

議案第2号について事務局の説明を求めます。

佐久間さん、お願いします。

○事務局（佐久間 章君） それでは、説明に入る前に審査の基準の一つとなります農地区分についてご説明させていただきたいと思います。

転用につきましては、原則許可できない区域がございますので、許可できないところと許可できるところの区域を説明させていただきます。

農業振興農用地区域内、いわゆる農振とよく言っていますけれども、この区域につきましては原則として許可することはできません。それと第1種農地、これはおおむね10ヘクタール以上の集団的な広がりのある農地です。こういった農地につきましては原則不許可です。それと甲種農地というのがあります。甲種農地というのは、第1種農地の中で特に良好な営農条件を備えている農地です。こちら原則不許可です。あと第3種農地。こちらは市街化の区域内、あるいは市街化の傾向が著しい区域です。こちらは原則として許可できるということになっております。それとあと第2種ですけれども、第3種に近接する区域か、あるいは市街化が見込まれる区域、それとあと今農振、第1種、第3種言いましたけれども、これらに該当しないところが第2種になります。許可は基本的には認められるといった区域になります。

それでは、第2号議案についてご説明申し上げます。

本件は、奈良輪在住の個人が、自己所有の申請地を専用住宅用地に転用したいとする案件でござい

ます。申請者の現在のお住まいが袖ヶ浦市の公共事業区域に入ることから移転をすることとなったものです。

申請地ですが、総会資料7ページの位置図をごらんください。奈良輪北通りと昭和通りの交差点を東の方向に行きますと左側に奈良輪小学校があります。その手前に〇〇〇食品があります。この南側が当該地で、周辺は農地と住宅が混在しております。

このようなことから、農地区分といたしましては、第2種農地と判断されます。なお、現地は道路より低いことから購入土で盛り土をするということでございます。また、隣地へ雨水が流れないように出入り口を除いて周囲は擁壁が施工をされます。

排水関係ですが、雑排水は、合併浄化槽で処理して北東の排水路に放流されます。

その他、特に懸念される問題等はないものと思われまます。

以上です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（中川喜一郎君） 事務局ありがとうございました。事務局の説明が終わりましたので、地元委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

26番、藤井幸光委員、お願いします。

○26番（藤井幸光君） 26番の藤井です。ただいま事務局のほうから説明のとおり公共工事に伴う物件でございます。農地法の第4条の規定による許可申請です。申請人は奈良輪〇〇の〇〇〇〇です。2月15日の午後1時に現地で〇〇〇測量の〇〇〇〇さんの説明を受けました。この現状の8ページの位置図をごらんください。奈良輪谷ノ中〇〇番地の付近に約1.4メートル、約44坪ほどの平家を建築する予定です。

○議長（中川喜一郎君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決いたします。

議案第2号について賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第2号については許可相当と決定いたします。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

○議長（中川喜一郎君） 次に、農地法第5条許可申請。議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請を議題といたします。

議案第3号の1について事務局の説明を求めます。

佐久間さん、お願いします。





総会資料9ページの位置図をごらんください。申請地は、根形小学校と根形中学校の間の道路を三ツ作のほうから下新田方面に向かいますと、根形保育所がありまして、そこから100メートルくらい行ったところの右側になります。

当該地の周辺は、南側に農地が広がっておりますが、そのほかは集落が形成されており、その一画にあることから、農地区分といたしましては第2種農地と判断されます。

排水関係ですが、汚水、雑排水は合併浄化槽で処理し、既存道路側溝へ排水されます。雨水につきましても最終ますを経て道路側溝へ排水されます。

その他、特に懸念される問題等はないものと思われまます。

以上です。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(中川喜一郎君) 事務局の説明が終わりましたので、地元委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

14番、板倉保委員、お願いします。

○14番(板倉 保君) 14番、板倉です。議案第3号の2について調査の報告をいたします。

議案の現地は、根形保育所より南に200メートルくらい行ったところで通学道路に面しております。詳細のほうは9ページの位置図をごらんください。2月16日午後1時に建築会社〇〇〇〇の担当、〇〇さんと現地を確認しました。現地の状況は、申請者の現住所地に隣接しており、きれいに整地され、草はほとんど生えておらず、良好な状態でございます。また、排水につきましても、地続きに排水路が整備されており、また地元の用水組合にも了解を得ております。申請者は現在実家で同居しておりますが、家族がふえるに従い手狭になるため、実家の隣接地を母親から使用貸借して専用住宅を建設すること、また将来的に親の面倒を見られるということから都合が良いということです。

なお、この近隣にも住宅が建築されていることから特に問題はないものと思われまますので、ご審議のほどよろしくお願いいいたします。

○議長(中川喜一郎君) 板倉委員より説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けします。質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(中川喜一郎君) 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決したいと思います。議案第3号の2について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長(中川喜一郎君) 賛成全員でございます。

よって、議案第3号の2については許可相当と決定いたします。

議案第4号 平成24年度第11次農用地利用集積計画承認の件

○議長(中川喜一郎君) 次に、農用地利用集積計画承認の件。議案第4号 平成24年度第11次農用地

利用集積計画承認の件を議題とします。

議案第4号について事務局の説明を求めます。

鈴木さん、お願いします。

○事務局(鈴木良宏君) それでは、議案第4号 平成24年度第11次農用地利用集積計画承認の件についてご説明いたします。

その前に、議案第4号 平成24年度11次ということで、別紙のほう添付してございます。そちらのほうの資料をご確認いただきたいと思います。そちらの計画書(案)の9ページをお開きいただきたいと思います。それでは、議案第4号についてご説明いたします。

今回の申請は、農地の利用権の設定が10件で、2万1,607平方メートルとなっております。個々の内容につきましては記載のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

農用地利用集積計画書(案)9ページですが、今回利用権の設定を受ける方の経営状況等が記載されております。現経営耕地面積は記載のとおりでございますので、概略を説明させていただきます。

〇〇〇さんですが、申請面積は23.27アール、〇〇〇〇さんですが、申請面積は8.46アール、〇〇〇〇さんですが、申請面積は9.79アール、〇〇〇さんですが、申請面積は2件で32.73アール、10.21アールの合計42.94アール、〇〇〇さんですが、申請面積は3件で32.61アール、50.02アール、12.92アールの合計101.55アールです。〇〇〇〇さんですが、申請面積は10.28アール、株式会社〇〇〇〇ですが、申請面積は19.30アールとなっております。

整理番号25の2の6から10につきましては、農地利用円滑化団体である君津農業協同組合のあっせんによる申請です。

以上でございます。

○議長(中川喜一郎君) 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(中川喜一郎君) 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決いたします。

議案第4号について賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○議長(中川喜一郎君) 賛成全員でございます。

よって、議案第4号については原案のとおり可決されました。

#### 報告事項

○議長(中川喜一郎君) 報告事項。次に、日程第12、報告事項に入ります。

事務局に説明を求めます。

佐久間さん、お願いします。

○事務局（佐久間 章君） それでは、報告第1号についてご説明申し上げます。

1ページになります。農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出書の提出がありましたので、袖ヶ浦市農業委員会処務規程第11条第7号の規定に基づきまして、局長専決にて処理をいたしましたので、ご報告いたします。なお、専決処理期間は平成25年1月4日から同年1月31日までです。

次に、報告第2号についてご説明申し上げます。農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出書の提出がありましたので、袖ヶ浦市農業委員会処務規程第11条第7号の規定に基づき局長専決にて処理をいたしましたので、ご報告いたします。なお、こちらも専決処理期間は平成25年1月4日から同年1月31日までです。

次に、報告の第3号についてご説明申し上げます。農地法第18項第6号の規定による解約等の通知がありましたので、ご報告いたします。こちらも期間は1月4日から同年1月31日まででございます。

報告は以上です。

○議長（中川喜一郎君） ご苦労さまでした。

#### その他

○議長（中川喜一郎君） 次に、日程第13、その他に入ります。

事務局、何かございましたらお願いします。

○事務局長（小藤田光男君） ございません。

○議長（中川喜一郎君） 本日の日程は全て終了いたしました。

#### 閉 会

○議長（中川喜一郎君） これをもちまして第1回農業委員会総会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでした。

午後4時30分 閉会